

○大野町清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱

令和4年3月29日

要綱第3号

(総則)

第1条 大野町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、都市部を中心とした人口集中地域の「生活・働く」に、地方で「生活・働く」を選択肢として加え、県内地域の将来を支える人を呼び込むという視点から、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）から大野町内に移住した者に、予算の範囲内において、大野町清流の国ぎふ移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大野町補助金交付規則（昭和50年大野町規則第7号。以下「規則」という。）、法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する移住した者であること。

ア 大野町に住民票を移した日前5年間、県外に在住していたこと。

イ 令和4年4月1日以降に大野町に転入したこと。

ウ 移住支援金の交付申請時において、大野町内への転入後1月以上1年以内であること。

エ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して大野町内に居住する意思があること。

オ 大野町内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。

(2) 申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下で

あり、かつ、申請者を含む2人以上の世帯員を有すること。

(3) 次のいずれかに該当する就業者であること。

ア 次のいずれにも該当する就業者であること。

(ア) 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であるものであること（県外の法人等に勤務するものであって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいた法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1月以上在職していること。

(ウ) 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から5年以上連続して勤務する意思を有していること（県外法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、大野町から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。

(エ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。

(オ) 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

イ 次のいずれにも該当する起業家であること。

(ア) 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること。

(イ) 移住支援金の交付申請時において当該事業を1月以上継続していること。

(ウ) 起業する事業が、公序良俗に反する事業でないこと。

(エ) 起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた者

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者

ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、令和4年4月1日以降に大野町に転入した者

エ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1月以上経過している者

オ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(7) その他町長が支給対象者として不相当と認めた者でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、50万円とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付申請書の様式は、別記第1号様式とする。

2 前項の交付申請書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 移住支援金の支援金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可能である場合において、不交付

決定の通知をするときも、同様とする。

(交付の条件)

第6条 移住支援金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 県又は大野町が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等）をすること。

(2) 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年現状調査に応じること。

(移住支援金の交付)

第7条 町長は、交付決定を行った交付対象者に対し、速やかに移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、交付対象者に報告させ、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式により、移住支援金の交付決定を取り消し、移住支援金の全額（第3号に該当する場合（移住支援金の交付申請の日から3年以上経過して転出した場合に限る。）にあつては、半額）の返還を請求するものとする。ただし、就業先の法人等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情がある場合で、知事が認めたときは、この限りでない。

(1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。

(2) 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。

(3) 移住支援金の交付申請の日から5年以内に町外へ転出したとき。

(4) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第2条第3号に掲げる要件を満たさなくなつたとき（当該要件を満たさなくなつた日後3月以内に、再

度当該要件を満たすこととなったときを除く。)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類
第2条第1号関係	写真付き身分証明書の写しその他提示により本人確認ができる書類
	移住先（現住所）の住民票の写し（申請者を含む世帯全員の居住地が確認できるもの）
	移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住前での居住地を確認できる書類）
	振込先の口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義がわかる通帳等の写し
第2条第3号ア関係	移住先における就業先の就業証明書（別記第4号様式）
第2条第3号イ関係	事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）
	営業証明書、開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類